



住まいる インフォメーション

2026

あだちのすまい情報

1 住まいに関する助成・補助制度

災害対策などに関する助成制度を知りたい

耐震診断・改修・解体工事費助成	P 3
耐震シェルター・家具転倒防止器具・飛散フィルム設置工事費助成	P 4
ブロック塀カット工事助成／木造住宅感震ブレーカー設置助成／住宅改良助成	P 4
不燃化特区制度／不燃化促進事業	P 5
細街路整備事業／緊急避難路整備助成／無接道家屋建替え測量調査助成	P 6
沿道環境整備事業／止水板設置工事助成	P 7

バリアフリーなど安全面に関する助成制度を知りたい

住宅改良助成	P 8
介護保険制度／高齢者住宅改修助成事業	P 9
高齢者見守りサービス助成／高齢者緊急通報システム／身体障がい者緊急通報システム	P 10

環境に関する補助制度を知りたい

太陽光発電／蓄電池／家庭用燃料電池／電気自動車等用充電設備	P 11
ZEH・東京ゼロエミ住宅／省エネルギーフォーム／節湯型シャワーヘッド	P 12
集合住宅・事業所等LED照明／気候変動適応対策エアコン	P 13
生ごみ処理機・コンポスト化容器	P 13
アスベスト対策費／緑化工事	P 14

2 住まい探しに関する情報

公共住宅や誰でも借りられる住宅の情報を知りたい

公営住宅／区営シルバーピア／都民住宅／J K K住宅／UR賃貸住宅	P 15
サービス付き高齢者向け住宅／東京ささエール住宅	P 15

困ったときの窓口を知りたい

お部屋さがしサポート	P 16
住居確保給付金／緊急一時保護施設など	P 16

本冊子に記載のほか、国や東京都の制度なども利用できる場合があります。また、最新の情報は記載の窓口にお問い合わせください。

3 住まいに関する税金・貸付の情報

減税に必要な証明を知りたい

国税／都税／住宅耐震改修証明書／固定資産税減額証明書	P 17
低炭素住宅／長期優良住宅	P 17
老朽家屋の認定／更地の適正管理の証明	P 18
被相続人居住用家屋等確認書／低未利用土地等確認書	P 18
住宅用家屋証明書／【フラット35】地域連携型利用対象証明書	P 19

貸付制度を知りたい

応急小口資金の貸付／住宅資金・転宅費の貸付／不動産担保型生活資金	P 19
----------------------------------	------

4 相談窓口

住まいのことを専門家に相談したい

分譲マンション相談／分譲マンションアドバイザー派遣／すまいの建築相談	P 20
不動産相談／相続・登記相談／税務相談／法律相談／住まい探しの相談／住まいるダイヤル	P 20
消費生活相談	P 20

近隣住宅などについて相談したい

ごみ屋敷の相談／老朽家屋の相談／自宅における衛生の相談	P 21
-----------------------------	------

マンションの評価制度を知りたい

マンション管理計画認定制度	P 21
---------------	------

※ 令和8年1月末時点の情報のため、年度途中で内容が変更になる可能性があります。
詳細につきましては、各所管にお問い合わせください。

※ 助成金は年度予算がなくなり次第、終了となります。

1 住まいに関する助成・補助制度

建物の耐震化への助成

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された居住用建築物などの耐震診断費の一部を助成します。また、平成12年5月31日以前の耐震基準で建築された2階建以下の木造住宅・木造共同住宅（★グレーゾーン住宅）にも助成を開始しました。

耐震診断

対象建物		助成率	助成上限額
戸建住宅	★木造 (2階建以下)	－	30万円／棟 (区に登録した耐震診断士が実施すること)
	非木造		50万円／棟
★共同住宅		診断費の 1／2以下	500万円／棟
特定建築物※1			注：共同住宅の助成額については算定方法が異なります。詳細は下記までお問い合わせください。

区の耐震診断助成を受けた結果、耐震性不足と診断された場合は耐震改修工事費または解体費の一部を助成します。非木造の共同住宅と特定建築物は耐震改修工事の設計費も助成しています。

設計・耐震改修工事

※ 特定地域の範囲はP6下段の図を参照してください。

対象建物		設計費 助成率	設計費 助成上限額	工事費 助成率	工事費助成上限額
戸建 住宅	★木造（特定地域）	－		工事費の 9／10以下	200万円
	★木造（特定地域外）				150万円
	非木造				200万円
★共同住宅		（非木造のみ）		工事費の 1／2以下	3,000万円
特定建築物※ ¹		設計費の 1／2以下	300万円		2,000万円

解体工事

※ 設計・耐震改修工事助成との併用はできません。

対象建物		助成率	助成上限額
戸建・共同住宅	★木造（特定地域）	解体費の9／10以下	200万円
	★木造（特定地域外）		150万円
	非木造		200万円
特定建築物※ ¹		解体費の1／2以下	500万円
分譲マンション※ ²			2,000万円

※¹ 特定建築物…一定の規模・用途の建築物など

※² 分譲マンション…3階以上で延べ面積1,000㎡以上の分譲マンション

* 耐震診断の助成額は、助成対象診断費と助成上限額のうち、いずれか低い額です。

* 分譲マンション以外への助成は、期間限定で特例的に助成率・助成上限額を引き上げています。

* 消費税や助成対象にあたらぬ工事等の費用は助成の対象外です。

* その他助成には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

耐震診断・改修・解体工事費助成

問 建築防災課 耐震化推進第一係・第二係
☎ 3880-5317 （中央館4階）

1 住まいに関する助成・補助制度

地震から身を守るための助成

地震が発生した場合に身の安全を確保するための助成です。さらに、被災後に電気が復旧すると、通電による火災が発生して、大規模な延焼火災を引き起こすおそれがあります。こうした身近にある危険から身を守るための助成です。

対象工事	対象地域	対象者	助成上限額	
① 耐震シェルター・防災ベッド設置	区内全域	戸建居住者	30万円	
② 家具転倒防止器具取付工事		居住者	10万円 (家具転倒・窓ガラスのいずれかまたは両方の合計)	
③ 窓ガラスなどの飛散防止フィルム設置工事				
④ ブロック塀などのカット・撤去工事		所有者※ ¹	2万円／m	
⑤ ブロック塀などを全撤去※ ³ 後のフェンス設置工事			3万円／m (設置費の3／4)	
⑥ 木造住宅の感震ブレイカー設置工事		一般世帯	分電盤タイプ	5万円 (設置費の2／3)
		特例世帯※ ²	分電盤タイプ	8万円 (設置費の全額)
⑦ 屋根瓦を軽量屋根材にふき替える工事		居住者 (区民税を滞納していない方)	3千円／㎡	
⑧ 玄関ドアを耐震ドアに変更する工事			8万円／箇所	
⑨ 作り付け家具などの設置工事	6万円			

※1 所有者…区が実施する建築物等耐震アドバイザー派遣（無料）で危険と診断されたブロック塀、万年塀、その他組積造の塀を所有されている方

※2 特例世帯…65歳以上の方を含む世帯、要介護者認定、障がい者認定の方を含む世帯（等級などによる条件あり）または住民税非課税者のみの世帯

※3 全撤去…建築物等耐震アドバイザー派遣により、既存の鉄筋コンクリートの基礎は安全とされた場合、既存基礎の再利用可

- * ①～⑥の助成額は、助成対象工事費と助成上限額のうち、いずれか低い額です。
- * ⑦～⑨の助成額は、助成対象工事費の20%と助成上限額のうち、いずれか低い額です。
- * 複数の対象工事を実施する場合は、助成額の合計に上限があります。
- * ②～④の助成は、期間限定で特例的に助成率・助成上限額を引き上げています。
- * 消費税や助成対象にあたらぬ工事等の費用は助成の対象外です。
- * その他助成には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

耐震シェルター・防災ベッド等
設置工事費助成／住宅改良助成

問 建築防災課 耐震化推進第一係・第二係
☎ 3880-5317 (中央館4階)

1 住まいに関する助成・補助制度

大規模火災等に備える助成

災害時の被害が懸念される木造密集地域で、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」として、東京都が指定しています。「不燃化特区」全域で一定の要件を満たす老朽建築物を除却する方に工事費の一部を助成します。

さらに、不燃化建替えの助成エリア（右図の赤色破線に囲まれたオレンジ色の部分）では、一定の要件を満たす老朽建築物を解体し、燃えにくい建築物に建て替える方に解体費に加え、設計・監理費および建築費の一部を助成します。

※ この助成は令和12年度に終了予定です。

指定地区（不燃化特区）

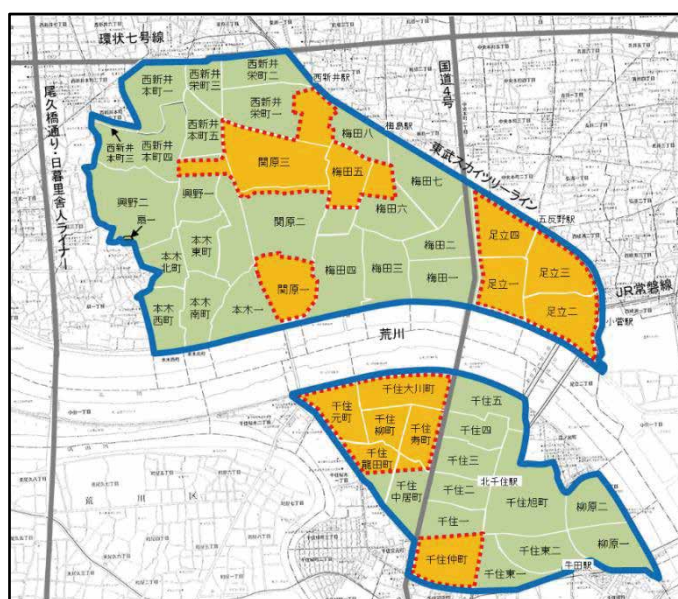
5年間延伸

■ 解体費の助成エリア

■ 不燃化建替えの助成エリア

※ 詳細は下記にお問い合わせください。

指定地区図



不燃化特区制度

問 建築防災課 不燃化推進係（中央館4階）

☎ 3880-6269

税制優遇があります。
⇒ P18

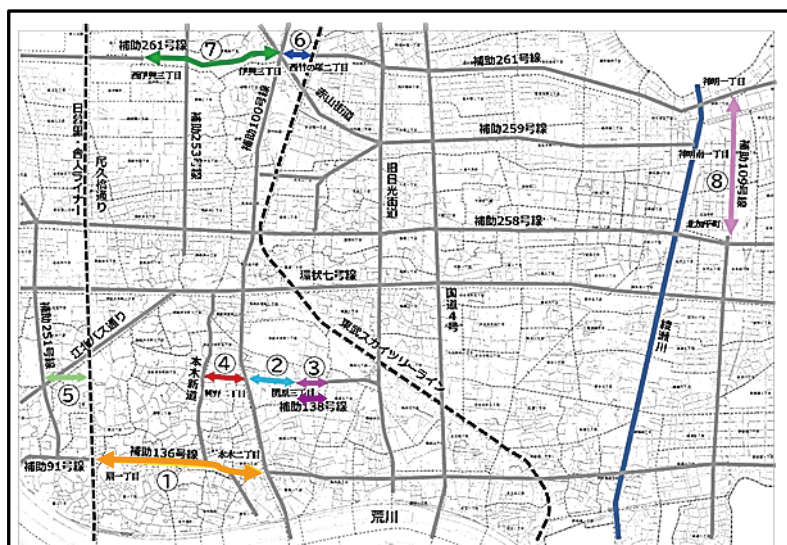
不燃化促進区域（右図の①～⑧の道路の沿道30mの範囲）に指定されている区域内で、一定の基準に適合する耐火建築物などを建築する方および一定要件を満たす既存建築物を除却する方に、工事費などの一部を助成します。

※ 助成期間は地区ごとに定められています。

指定区域

- ① 補助136号線扇・本木地区
- ② 補助138号線西新井駅西口その1工区地区
- ③ 補助138号線西新井駅西口その2工区地区
- ④ 補助138号線興野・本木地区
- ⑤ 補助138号線江北地区 **NEW!!**
- ⑥ 補助261号線西竹の塚地区
- ⑦ 補助261号線伊興・西伊興地区
- ⑧ 補助109号線神明・北加平地区

指定区域図



※ 詳細は下記にお問い合わせください。

不燃化促進事業

問 建築防災課 不燃化推進係（中央館4階）

☎ 3880-6269

1 住まいに関する助成・補助制度

地域防災への助成

防災性の高い安全で暮らしやすいまちづくりを目指して、細街路路線に指定された道路(区指定の幅の狭い道や地区計画による道)の幅を広げるため、測量費などの一部を助成し、区が整備します。条件によっては対象とならない場合があるため、詳細は下記にお問い合わせください。

細街路整備事業

問 建築防災課 細街路係(中央館4階)
☎ 3880-5286

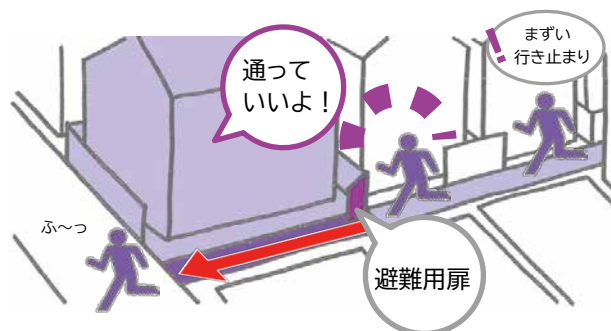
災害時の逃げ道を確保するため、行き止まりの道路および通路を避難路として整備する費用を助成します。助成を受けるには、災害時に二方向の避難を可能とする任意の通行協力を得る必要があります。その他、地域などの条件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

対象

- ①樹木・生垣の撤去または移設
- ②擁壁・塀の撤去または新設
- ③避難用扉の設置、蹴破り戸の設置、通路の舗装
- ④梯子・階段の設置
- ⑤整備計画などの図面作成

助成額

上限30万円



緊急避難路整備助成

問 開発指導課 建築許可係(中央館4階)
☎ 3880-5944

無接道家屋の建替えに向けた測量調査助成

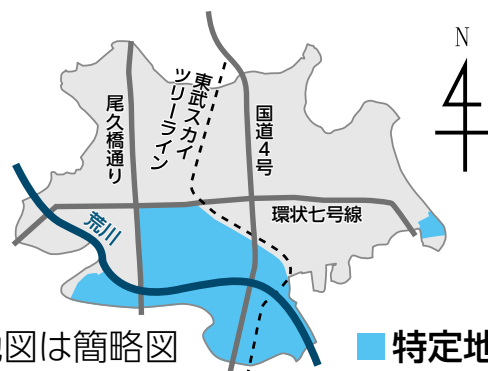
特定地域内では、面する通路の幅が1.2mあり、区が策定した街区プラン(整備計画)に適合していれば、建替えの対象※になります。

このとき、現況通路測量調査費等の一部を助成します。助成にあたっての詳細な条件については、下記にお問い合わせください。

※ 建替えには、建築審査会の同意が必要です。

助成額

現況通路測量調査等の費用の1/2
(上限45万円)



※地図は簡略図

■ 特定地域

無接道家屋建替え測量調査助成

問 開発指導課 建築許可係(中央館4階)
☎ 3880-5944

1 住まいに関する助成・補助制度

幹線道路の騒音対策への助成

国道4号（千住地区を除く）・環状七号線の交通騒音の軽減を図るために、防音工事や緩衝建築物の建築費などの一部を助成します。

①防音工事助成

道路より概ね20m以内の区域内に建っている住宅を道路交通の騒音が入りにくい構造（防音構造）に改良する方

※ 新築・増築・既に防音化となっている建物は対象となりません。

②緩衝建築物の建築費等一部負担

道路に接続した敷地で騒音が背後に通り抜けないような建物（緩衝建築物）を建てる方

沿道環境整備事業 ※ 申請窓口やお問い合わせは各道路管理者によって異なります。

国道4号

問 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 計画課
☎ 3512-9093

環状七号線

問 東京都 建設局 道路管理部 管理課
☎ 5320-5279

内水氾濫などに備えるための工事助成

建物への浸水を防止、軽減するため、出入口などに止水板を設置する工事と、浸水防止の効果を高めるために止水板設置工事と一体的に行う関連工事の費用の一部を助成する制度です。

対象工事	助成率	助成上限額
区内の住宅（共同住宅を含む。）に行う止水板設置工事およびそれに伴う関連工事	対象工事金額×50%	50万円

※ 事前申請が必要です。工事を伴わない場合は対象になりません。

※ その他助成には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

止水板設置工事助成

問 都市建設課 事業推進係（北館4階）
☎ 3880-5478

1 住まいに関する助成・補助制度

新たな生活様式／共用部・自宅のバリアフリー化への助成

新たな生活様式に対応するための助成

対象工事	助成額
①固定式宅配ボックスの設置工事（戸建住宅のみ）	対象工事金額×20％ または、10万円のうちいずれか低い額 ※ 消費税は助成対象外
②換気設備の設置工事	
③玄関脇手洗い器の新設工事	
④在宅勤務のための間取り変更工事	

※ 戸建住宅と共同住宅の専有部分に対する工事が対象です。

※ その他助成には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

分譲マンション共用部へのバリアフリー助成

対象工事	基準工事費	助成額
①手すりの設置	3千円／m	対象工事金額×20％と基準工事費を比較して低い額 （上限30万円） ※ 消費税は助成対象外
②エントランス扉変更	箇所別上限額なし	
③段差の解消	箇所別上限額なし	

※ 事前申請が必要です。新築工事などは対象になりません。

※ 設置には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

自宅や専有部分へのバリアフリー助成

快適で安全な住まいのために、自身が居住する住宅（分譲マンション専有部分を含む）に行う工事などに対する費用の一部を助成します。

対象工事	基準工事費	助成額
①段差の解消	3万円／箇所 （浴室の場合は14万円／箇所）	対象工事金額×20％と基準工事費を比較して低い額（上限30万円） ※ 消費税は助成対象外
②手すりの設置	3千円／m	
③和式トイレから洋式トイレへの変更	8万円／箇所 （据置き型の場合は2万円／箇所）	
④畳から滑りにくい床材への変更	6千円／㎡	
⑤浴室暖房の設置	3万円／箇所	
⑥浅型浴槽への変更	5万円／箇所	
⑦間取りの変更 注：世帯または世帯を構成する者の増加が条件	1万5千円／㎡	

※ ①から④は65歳未満の方のみの世帯が対象です。なお、65歳未満の方のみの世帯であっても、要支援認定または要介護認定を受けた方がいる場合は、助成の対象外となります。

※ 設置には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

住宅改良助成

問 建築防災課 耐震化推進第一係・第二係
☎ 3880-5317 （中央館4階）

1 住まいに関する助成・補助制度

自宅へのバリアフリー助成

介護保険で「要介護」「要支援」と認定された方に、手すりの設置や段差解消などの工事費を助成します。上限額は20万円です。所得に応じて1割～3割の自己負担金があります。

介護保険制度
(住宅改修)

問 介護保険課 保険給付係（北館1階）
☎ 3880-5743

65歳以上の介護保険で「非該当（自立）」と認定されて1年以内の方で、住宅の改修が必要な方に、手すりの設置や段差解消などの工事費を助成します。上限額は20万円です。所得に応じて自己負担金があります。

高齢者住宅改修助成事業
(予防給付)

問 高齢福祉課 在宅支援係（北館1階）
☎ 3880-5257

介護保険で「要介護4または5」と認定された65歳以上の方で、日常的に車いすまたは歩行器を利用し、1階に居室がない方に、階段昇降機の設置費用を助成します。上限額は133万2千円です。所得により自己負担金があります。

高齢者住宅改修助成事業
(階段昇降機の設備改修)

問 高齢福祉課 在宅支援係（北館1階）
☎ 3880-5257

65歳以上の介護保険で「要介護」「要支援」と認定された方に、10cm以上浅い浴槽への取替、流し・洗面台の車椅子用への取替、便器の洋式化の工事費を助成します。所得により自己負担金があります。

対象工事	助成額
①浅い浴槽への取替工事	上限20万円（介護保険優先）
②流し・洗面台の車椅子用への取替工事	上限15万6千円
③和式から洋式便器への取替工事	上限10万6千円（介護保険優先）

高齢者住宅改修助成事業
(浴槽・流しなどの設備改修)

問 高齢福祉課 在宅支援係（北館1階）
☎ 3880-5257

自宅での不測の事態に備えた見守り制度

65歳以上の方で、慢性疾患などにより日常生活を送るうえで常時注意を要する方に、生活の状況感知する装置を自宅に設置する際に、事業者と契約する場合の初期設置費用と利用料を助成します。（事前申請）

- 対象** 65歳以上の区内在住者宅に装置を設置する契約者（本人または区内在住の親族）
- 金額** 初期設置費用：上限1万3千5百円
利用料：上限毎月1千5百円

高齢者見守りサービス助成

問 高齢福祉課 在宅支援係（北館1階）
☎ 3880-5257

65歳以上の在宅のひとり暮らしなどで、慢性疾患などにより日常生活を送るうえで常時注意を要する方に、民間受信センターに通報し、必要に応じて救急車を要請するための機器を設置します。

- 金額** 利用者負担なし

高齢者緊急通報システム事業

問 高齢福祉課 在宅支援係（北館1階）
☎ 3880-5257

身体障がいなどがある方が、家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥った際に、携帯できる発信機を用いて、警備会社に通報し、必要に応じて救急車を要請すると同時に警備会社の派遣員が駆けつけるシステムを設置します。

- 対象** 以下の①から④すべてに該当する方
- ①次のいずれかの障がいなどがあること
 - ・身体障害者手帳1級または2級
 - ・身体障害者手帳3級（下肢・体幹・平衡・内部）
 - ・身体障害者手帳3級で下肢または内部4級を含む
 - ・難病患者福祉手当を受給している
 - ②区内在住でひとり暮らしなどをしていること
 - ③年齢が18歳以上64歳以下であること
 - ④固定電話回線があること（または携帯電話があること）

- 金額** 利用者負担なし

身体障がい者緊急通報システム事業

問 障がい福祉課 障がい給付係（北館1階）
☎ 3880-5472

1 住まいに関する助成・補助制度

再生可能エネルギーの活用のための補助

太陽光発電システム設置費の一部を補助します。(設置後申請) ※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

- 条件**
- ①電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること
 - ②機器等の支払いの手続きが完了した日(ローンによる支払いの場合は、ローン契約日から12か月を経過していないこと)
- ※ 設置にあたっては、建物の重量が増加することで耐震性に影響を与える場合があります。あらかじめ施工業者等にご相談ください。また、設置位置や工事内容が近隣に十分配慮されたものであるかご確認ください。

対象機種 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであり、認証の有効期限内の製品(新品に限る。)

金額 1kWあたり6万円×発電設備最大出力(上限24万円)

※ 区内事業者が販売する太陽光発電システムを設置した場合は、上記金額の2割増しの額(上限28万8千円)

蓄電池設置費の一部を補助します。(設置後申請)

※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

対象機種 一般社団法人環境共創イニシアチブが戸建住宅ZEH化等支援事業の補助対象機器として登録しているもの(新品に限る。)

金額 5万円 ※ 区内事業者が販売する蓄電池を設置した場合は6万円

太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金

問 環境政策課 管理係(南館11階)

☎ 3880-5935

家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費の一部を補助します。(設置後申請)

※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

対象機種 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度に基づく、機器登録リストに掲載されている機種(新品に限る。)

金額 5万円

家庭用燃料電池システム設置費補助金

問 環境政策課 管理係(南館11階)

☎ 3880-5935

電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車に充電が可能な充電設備設置費の一部を補助します。(設置後申請)

※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

対象機種 一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車などの充電インフラ補助金の補助対象機種として指定し、公開している機種(新品に限る。)

金額 2万5千円(他団体の補助金との併用不可。)

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備
設置費補助金

問 環境政策課 管理係(南館11階)

☎ 3880-5935

1 住まいに関する助成・補助制度

再生可能エネルギーの活用のための補助

ZEH（ゼッチ）または東京ゼロエミ住宅を所有し、国からZEHに係る補助金の交付または都から東京ゼロエミ住宅に係る補助金の交付を受けた方に新築、購入または改修に要した経費の一部を補助します。（事後申請） ※ 先着順（予算に達した時点で終了。）

金額 国または都の補助事業の住宅部分に係る交付額の1／3（上限30万円）

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金

問 環境政策課 管理係（南館11階）
☎ 3880-5935

住宅の省エネルギー化を目的とした改修工事費の一部を補助します。（要事前申請）

※ 本制度による補助の利用は同一年度に1世帯1回まで ※ 先着順（予算に達した時点で終了。）

対象工事 ①ガラスの交換、窓の交換、内窓の新設

熱貫流率が2.33以下のものを設置すること。

②断熱材の設置

熱伝導率が0.041以下（天井断熱工事に用いる吹込み断熱材の場合は、R値（熱抵抗値）が2.7以上）のものを設置すること。

③遮熱塗装（戸建て住宅のみ）

近赤外線領域における日射反射率が50%以上の塗料で塗装すること。

④節水型トイレの設置

洗浄水量が大4.6リットル以下であるものに交換すること（和式トイレから洋式トイレへの改修は除く）。

※ 原則、区内事業者による施工が必要です。詳細な要件はホームページをご覧ください。

金額 対象費用の1／3（上限5万円）

省エネリフォーム補助金

問 環境政策課 管理係（南館11階）
☎ 3880-5935

新品の節湯型シャワーヘッド購入費の一部を補助します。（設置後申請）

※ 本制度による補助の利用は同一年度に1世帯1回まで ※ 先着順（予算に達した時点で終了。）

対象 30%以上の節水または1分間当たりの使用水量が7リットル以下で税抜6千円以上の浴室用の節湯型シャワーヘッドを足立区内の店舗において購入すること（購入した日から12か月を経過していない新品に限る。）

金額 3千円

節湯型シャワーヘッド購入費補助金

問 環境政策課 管理係（南館11階）
☎ 3880-5935

1 住まいに関する助成・補助制度

省エネルギーやリサイクルに関する補助・助成

集合住宅や事業所等のLED照明への交換工事費の一部を補助します。(要事前申請)

※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

- 対象** 区内に事務所等がある中小規模事業者や公共的団体等、集合住宅の管理者のいずれかに該当する方
- 条件** 区内の既存施設等(集合住宅においては共用部分に限る。)において、既存のLED以外の照明を新品のLED照明に換えて設置すること
- 金額** 対象費用の1/3(上限30万円)

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金

問 環境政策課 管理係(南館11階)

☎ 3880-5935

エアコンを購入した方に、購入設置費の一部を補助します。(事後申請)

※ 本制度による補助の利用は同一年度に1世帯1回まで

※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

- 対象** 以下のいずれかに該当する世帯が対象
- ① 住民税非課税世帯
 - ② 住民税均等割のみ課税世帯
 - ③ 児童扶養手当法で規定する18歳に到達した年度末までの児童(中度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を含む)とその養育者を含む世帯で児童扶養手当を受給している世帯
- 条件** 区内の店舗で東京ゼロエミポイント(※)を利用して新品のエアコンを購入すること
※ 都の事業で、登録店舗で対象機器を購入するとポイントに応じてその場で値引きされる。
- 金額** 上限10万円

気候変動適応対策エアコン購入費補助金

問 環境政策課 管理係(南館11階)

☎ 3880-5935

生ごみ処理機(ディスポーザ式は除く。)・コンポスト化容器を購入した方に、購入費の一部を補助します。(購入後申請)

※ 先着順(予算に達した時点で終了。)

- 対象** ①機器を購入した日以前から区内に引き続き住所を有し、自ら居住する区内の住宅に機器を設置した区民
②購入後6か月を経過していないこと
③この補助金の交付を令和3年度から令和8年度に受けていないこと
- 金額** 機器本体価格(税抜)の2/3(上限3万円)

生ごみ処理機・コンポスト化
容器購入費補助金

問 ごみ減量推進課 資源化推進係(南館11階)

☎ 3880-5027

1 住まいに関する助成・補助制度

アスベスト対策のための助成

区内に平成18年8月31日以前の建築物・工作物を所有している方に、アスベストの分析調査費および吹付材（塗材を除く。）の除去工事費を助成します。

①アスベスト分析調査助成

対 象	助成率	助成上限額
建材のアスベスト分析調査	調査費の1/2	10万円

②吹付アスベスト除去工事費助成

対 象	助成率	助成上限額
延床面積1,000㎡以上の建築物	除去工事費の4/5	300万円
延床面積1,000㎡未満の建築物・工作物	除去工事費の1/2	200万円

※ その他助成には条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

アスベスト対策費助成

問 生活環境保全課 アスベスト対策係（南館11階）
☎ 3880-8041

緑化のための助成

屋上・壁面緑化や道路に接する場所での緑化を行う方に、工事費用の一部を助成します。いずれも工事着手2週間前までに申請が必要です。詳細は下記にお問い合わせください。

対象工事（建物）	助成金額（上限30万円）
屋上緑化	1万5千円/㎡×緑化面積 または工事費実費1/2の小さい方
壁面緑化	5千円/㎡×緑化面積 または工事費実費1/2の小さい方

対象工事（接道部）	助成金額（上限30万円）
生垣の設置※	1万5千円/㎡×生垣延長 または工事費実費の小さい方
植込地の設置※	1万5千円/㎡×植込地面積 または工事費実費の小さい方
フェンス緑化	2千円/㎡×フェンス緑化延長 または工事費実費の小さい方
塀の撤去	5千円/㎡×塀面積 または工事費実費の小さい方 塀の撤去箇所へ新たに緑地を設ける場合または、緑地が道路側から見えるようになる場合が対象になります。

※ 道路と緑化場所の間にフェンスなどを設置する場合、正面から見た時の隙間の割合がおおむね50%以上かつ隙間から樹木が視認できるものに限り対象になります（助成金額：上記の1/2）。

緑化工事助成

問 パークイノベーション推進課 緑化推進係（北館4階）
☎ 3880-5188

2 住まい探しに関する情報

入居条件・募集時期などについては、各窓口へお問い合わせください。

公営住宅・J K K住宅・UR賃貸住宅

住宅の種類	内容	問い合わせ窓口
都営住宅	「東京都」が管理・運営している、住宅に困っている収入の少ない方を対象とした住宅です。	J K K東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター ☎ 3498-8894
区営住宅	「足立区」が管理・運営している、住宅に困っている収入の少ない方を対象とした住宅です。	住宅課 住宅管理係(中央館4階) ☎ 3880-5938
区営シルバーピア	民間の建物を足立区が借り上げ、管理・運営している高齢者集合住宅です。	
都民住宅	中堅所得者層を対象とするファミリー向けの住宅です。建設方法によって問い合わせ窓口が異なります。 ①東京都施行型 ②指定法人管理型	①東京都施行型 J K K東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター ☎ 3498-8894
		②指定法人管理型 J K K東京(東京都住宅供給公社) 公社住宅募集センター ☎ 3409-2244
J K K住宅 (一般賃貸住宅)	J K K東京(東京都住宅供給公社)が建設し、管理・運営する賃貸住宅です。	J K K東京(東京都住宅供給公社) 公社住宅募集センター ☎ 3409-2244
UR都市機構 賃貸住宅	独立行政法人都市再生機構が供給する賃貸住宅(旧・公団住宅)です。	UR都市機構 賃貸住宅募集案内総合窓口 ☎ 0120-411-363 UR賃貸ショップ北千住(千住3-76) ☎ 5244-2877

高齢者向けの住宅／広く居住者を受け入れている住宅

住宅の種類	内容	問い合わせ
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者が安心して暮らせるよう配慮されたバリアフリー仕様の住宅です。居住者には安否確認・生活相談といったサービスを提供しています。	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 高齢者住宅担当 ☎ 3344-8637
東京ささエール住宅 (セーフティネット 住宅)	高齢者や子育て世帯・障がい者・所得の低い方など住まい探しにお困りの方が広く入居できる住宅として、都道府県などに登録された賃貸住宅です。	東京都 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 ☎ 5388-3320

住まい探しのサポート

高齢を理由に不動産店から入居を断られてしまったなど、区内転居で民間賃貸住宅探しにお困りの方を不動産協会の協力と専門員のアドバイスによりサポートします。

- ①事前相談で経済状況や身体状況、緊急連絡先などの条件が整っているかなどをお伺いします。
- ②条件が整理できたら、不動産協会に所属している不動産店、区の福祉部とともに「個別寄り添い住宅相談（予約制）」を実施します。
- ③単身高齢者を対象に、見守り機器の設置費用・利用料、家賃債務保証料および少額短期保険料の助成があります。助成には条件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

※ 必ず住まいが見つかるというわけではありません。

お部屋さがしサポート

問 住宅課 住宅計画係（中央館4階）
☎ 3880-5963

住居確保給付金

- ①離職や自営業の廃業、個人の都合などによらない就業機会の減少等により住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象に、一定期間、家賃相当額を支給します。
 - ②収入の著しい減少等により、家計改善のため転居することで家賃負担等を軽減する必要がある方を対象に、転居にかかる費用を支給します。
- 詳しくは、下記の各福祉課にご相談ください。

緊急一時保護施設など

り災や立ち退きなどにより自宅を確保することが困難となった方に対し、原則として3か月以内の間、無料または低額な使用料で居室の提供を行っています。
詳しくは、下記の各福祉課にご相談ください。

住居確保給付金／緊急一時保護施設など

問	中部第一福祉課	☎ 3880-5875	東部福祉課	☎ 3605-7129
	中部第二福祉課	☎ 3880-5419	西部福祉課	☎ 3897-5013
	千住福祉課	☎ 3888-3142	北部福祉課	☎ 5831-5797

※ お住まいの住所により担当福祉課が異なります。

3 住まいに関する税金・貸付の情報

住まいに関わる税金と減免の制度

国 税

所得税、相続税、贈与税、登録免許税などの国税については下記の税務署へお問い合わせください。

足立税務署
西新井税務署

☎ 3870-8911

☎ 3840-1111

都 税

固定資産税、都市計画税、不動産取得税などの地方税については都税事務所へお問い合わせください。

足立都税事務所

☎ 5888-6211

耐震改修を実施したことを証明する書類

一定の条件を満たす住宅に現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行った場合、所得税、固定資産税・都市計画税が控除、減額される場合があります。区では耐震助成制度を活用された方に、減額措置を受けるための住宅耐震改修証明書（所得税）、固定資産税減額証明書（固定資産税・都市計画税）を発行しています。なお、この証明書は耐震改修工事の監理をした建築士なども発行できます。

住宅耐震改修証明書
固定資産税減額証明書

問 建築防災課 耐震化推進第一係・第二係
☎ 3880-5317 （中央館4階）

低炭素住宅の認定

二酸化炭素の排出を抑える仕組みや設備の導入など、低炭素化に関する措置を講じた建築物の新築等に対し、工事着手前に認定を受けると容積率の緩和や税制優遇措置が受けられる場合があります。

低炭素住宅

問 建築審査課 設備係（中央館4階）
☎ 3880-5278

長期優良住宅の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造や設備などについて講じられた住宅は、認定を受けることで税の特例措置などを受けられる場合があります。

長期優良住宅

問 建築審査課 審査第一係・第二係（中央館4階）
☎ 3880-5276

不燃化特区における減免制度に関わる認定

不燃化特区について
⇒ P 5

防災上危険な老朽住宅を除却した更地や、不燃化のための建替えを行った住宅は、不燃化特区内に所在することなど、一定の要件にあてはまる場合に、固定資産税・都市計画税（５年度分）が減免されます。老朽住宅の除却を行った更地の減免を受けるには、除却前に当該老朽住宅が防災上危険と認定されていること、除却後に防災上有効な空地として適正に管理されていると証明を受ける必要があります。認定や証明については下記にお問い合わせください。

老朽家屋の認定／
更地の適正管理の証明

問 建築防災課 不燃化推進係（中央館４階）
☎ ３８８０－６２６９

不動産（空き家など）を売却した場合の特別控除に関わる確認書

被相続人の居住家屋(昭和５６年５月３１日以前の建築) および土地を相続した人が、相続開始日（被相続人の死亡日）から３年を経過する日の属する年の１２月３１日までに、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む）または土地を譲渡した場合、もしくは当該譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年２月１５日までに以下の①または②のいずれかに該当した場合、一定の要件を満たせば、当該家屋または土地の譲渡所得から３，０００万円(相続人が３人以上の場合は２，０００万円)が控除されます。

①当該家屋が耐震基準に適合することとなった場合

②当該家屋の全部の取り壊しもしくは除却がされ、もしくはその全部が滅失した場合

特例の適用を受ける場合は、被相続人居住用家屋等確認書の交付を受ける必要があります。確認書については下記にお問い合わせください。

被相続人居住用家屋等確認書

問 開発指導課 老朽家屋・空き家担当（中央館４階）
☎ ３８８０－６４９７

個人が所有する低未利用土地等の譲渡について、譲渡した年の１月１日に所有期間が５年を超え、取引額の合計が８００万円を超えない場合、一定の要件を満たせば、譲渡所得から１００万円が控除されます。特例の適用を受ける場合は、低未利用土地等確認書の交付を受ける必要があります。確認書については、下記にお問い合わせください。

低未利用土地等確認書

問 開発指導課 老朽家屋・空き家担当（中央館４階）
☎ ３８８０－６４９７

3 住まいに関する税金・貸付の情報

登録免許税の軽減に関わる証明書

新築または取得後1年以内に行う住宅用家屋の所有権保存登記、所有権移転登記または抵当権設定登記の際に住宅用家屋証明書を添付すると登録免許税が軽減されます。住宅用家屋証明書とは、個人が住宅を新築または取得して自己の住宅として居住し、一定の要件にあてはまる場合に申請により区市町村で発行する証明書です。証明書については下記にお問い合わせください。

住宅用家屋証明書

問 建築審査課 管理係（中央館4階）

☎ 3880-5941

【フラット35】地域連携型利用対象証明書

耐震化⇒P3
不燃化⇒P5

区の耐震化助成、不燃化特区制度、不燃化促進事業を利用して新築や建替え等を行い、【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受けた住宅は、【フラット35】地域連携型のローン金利の優遇の対象となります。

※【フラット35】地域連携型の詳細については、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（☎0120-0860-35）にお問い合わせください。

問 建築防災課 耐震化推進第一係・第二係（中央館4階）
建築防災課 不燃化推進係（中央館4階）

☎ 3880-5317

☎ 3880-6269

一時的な貸付制度

制度	対象	貸付上限額	利子	問い合わせ
応急小口資金の貸付	住宅の修繕や区内転居など、急にお金が必要な方	15万円 (15万円を超える貸付が必要と認められる場合：30万円)	無利子	福祉管理課 債権係(北館1階) ☎3880-5731
住宅資金・転宅費の貸付	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	修繕費：250万円 転宅費：50万円 設備設置費：50万円	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%	社会福祉協議会 (南館11階) ☎3880-5740

※ それぞれ審査がありますので、まずはご相談ください。

長期的な貸付制度

制度	内容	問い合わせ
不動産担保型生活資金	自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付けます。 ※ 土地評価額が概ね1,500万円以上の戸建て住宅	社会福祉協議会 (南館11階) ☎3880-5740

※ 審査がありますので、まずはご相談ください。

4 相談窓口

住まいに関する相談窓口

予約制

※ 会場・予約方法などは各窓口にお問い合わせください。

相談名	内容	日時	問い合わせ
分譲マンション相談	区内各地でマンション管理士による出張相談会を実施	あだち広報・ホームページでお知らせします	住宅課 住宅計画係 (中央館4階) ☎3880-5963
分譲マンションアドバイザー派遣	総会・理事会などにマンション管理士を派遣し、大規模修繕、管理組合運営などに関するアドバイスを実施	派遣日時は応相談	
すまいの建築相談	新築、改築、リフォームなどの建物の全般的な相談に建築士が対応	毎月第2水曜日 午後2時～4時	
不動産相談	借地・借家の賃料、更新、立退きなど、不動産に関する相談に宅地建物取引士が対応	毎月第1・3水曜日 午後1時～4時	区民の声相談課 相談係 (北館2階) ☎3880-5359
相続・登記相談	不動産の売買・相続・建物新築などによる登記に関する相談に司法書士、土地家屋調査士が対応	毎月第2水曜日 午後1時～4時	
税務相談	相続税・贈与税など、税金に関する相談に税理士が対応	毎月第1・3金曜日 午後1時～5時	
法律相談	金銭、損害賠償、不動産、各種契約などの法律的な相談に弁護士が対応	月～金曜日 第2土曜日・第4日曜日	

予約不要

相談名	内容	日時	問い合わせ
住まい探しの相談	高齢や障がいなどが理由で住まいの確保が困難な方の相談に対応	月～金曜日 午前9時～午後4時	住宅課 住宅計画係 (中央館4階) ☎3880-5963
住みいるダイヤル (住宅の電話相談)	住宅に関する様々な相談に建築士の相談員が対応。契約前のリフォーム見積チェックサービスも。弁護士・建築士による専門家相談が利用可能な場合あり	月～金曜日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)	(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎3556-5147
消費生活相談	契約・購入した商品やサービスなど消費生活に関する相談に対応	月～金曜日 午前9時～午後4時45分	消費者センター (梅田7-33-1 エル・ソフィア2階) ☎3880-5380

4 相談窓口

近隣住宅などに関する相談窓口

予約不要

相談名	内容	問い合わせ
ごみ屋敷の相談	「近所の家から溢れ出たごみや自身の敷地に越境してきた樹木で困っている」「空き地に雑草が繁茂している」などの近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼす土地・家屋について、相談を受け付けます。	生活環境保全課 ごみ屋敷対策係 (南館11階) ☎ 3880-5410
老朽家屋の相談	「隣の建物が老朽化して傾いて危険」「しばらく使われていない空き家が朽ちて危険」など、老朽化した危険家屋について相談を受け付けます。	開発指導課 老朽家屋・空き家担当 (中央館4階) ☎ 3880-6497
自宅における衛生の相談	「貯水タンクの管理について知りたい」「害虫の駆除業者を知りたい」など、自宅の飲み水、衛生害虫等について相談を受け付けます。	足立保健所 生活衛生課 生活衛生係 (中央本町1-5-3 2階) ☎ 3880-5374

マンション管理計画認定制度

マンションの管理状況等が国の定める基準を満たす場合に、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく認定を受けられます。

認定を受けたマンションは、住宅金融支援機構の「マンションすまい・る債」の利息の優遇、「フラット35」「マンション共用部分リフォーム融資」の金利引き下げ制度の対象になります。

また、築20年以上のマンションが、一定の条件に適合する長寿命化工事を実施し、認定を受けると、その翌年度に課される固定資産税の1/2減額（建物の専有部分100㎡まで）を受けることができます。

マンション管理計画認定制度については、下記の区の窓口にお問い合わせください。

ローン、減税等についての詳細は、お尋ねの内容に応じて各窓口にお問い合わせください。

問 住宅金融支援機構	マンションすまい・る債	☎ 0120-0860-23
住宅金融支援機構	共用部分リフォーム融資	☎ 5800-9366
足立都税事務所	固定資産税の減額措置	☎ 5888-6211

マンション管理計画認定制度

問 住宅課 住宅計画係（中央館4階）
☎ 3880-5963

足立区役所（本庁舎）		足立区中央本町 1-17-1	☎3880-5111（代表）
区民の声相談課 相談係	北館 2 階	☎ 3880-5359	内線 1372～5
福祉管理課 債権係	北館 1 階	☎ 3880-5731	内線 1816～8
障がい福祉課 障がい給付係	北館 1 階	☎ 3880-5472	内線 1995～8
介護保険課 保険給付係	北館 1 階	☎ 3880-5743	内線 2041～5
高齢福祉課 在宅支援係	北館 1 階	☎ 3880-5257	内線 1965～8・1959
環境政策課 管理係	南館 11 階	☎ 3880-5935	内線 3111～4
ごみ減量推進課 資源化推進係	南館 11 階	☎ 3880-5027	内線 3135～9
生活環境保全課 ごみ屋敷対策係	南館 11 階	☎ 3880-5410	内線 3151～3・3147
生活環境保全課 アスベスト対策係	南館 11 階	☎ 3880-8041	内線 3175～6
都市建設課 事業推進係	北館 4 階	☎ 3880-5478	内線 2215～7
パークイノベーション推進課 緑化推進係	北館 4 階	☎ 3880-5188	内線 2315～8
建築審査課 管理係	中央館 4 階	☎ 3880-5941	内線 2611～3
建築審査課 審査第一係・第二係	中央館 4 階	☎ 3880-5276・7	内線 2615～6、2621～2
建築審査課 設備係	中央館 4 階	☎ 3880-5278	内線 2631～3
建築防災課 耐震化推進第一係・第二係	中央館 4 階	☎ 3880-5317	内線 2681～4
建築防災課 不燃化推進係	中央館 4 階	☎ 3880-6269	内線 2427・2454・2459
建築防災課 細街路係	中央館 4 階	☎ 3880-5286	内線 2661～3
開発指導課 建築許可係	中央館 4 階	☎ 3880-5944	内線 2645～6
開発指導課 老朽家屋・空き家担当	中央館 4 階	☎ 3880-6497	内線 2685
住宅課 住宅管理係	中央館 4 階	☎ 3880-5938	内線 2381～4・2389
住宅課 住宅計画係	中央館 4 階	☎ 3880-5963	内線 2385～8
社会福祉協議会	南館 11 階	☎ 3880-5740	内線 4874・4878
足立区役所（本庁舎外）			
消費者センター	梅田 7-33-1 エル・ソフィア 2 階	☎ 3880-5380	
足立福祉事務所 中部第一福祉課	中央本町 4-5-2	☎ 3880-5875	
足立福祉事務所 中部第二福祉課	中央本町 4-5-2	☎ 3880-5419	
足立福祉事務所 千住福祉課	千住仲町 19-3 （千住庁舎内）	☎ 3888-3142	
足立福祉事務所 東部福祉課	東綾瀬 1-26-2	☎ 3605-7129	
足立福祉事務所 西部福祉課	鹿浜 8-27-15	☎ 3897-5013	
足立福祉事務所 北部福祉課	竹の塚 2-25-17	☎ 5831-5797	
足立保健所 生活衛生課 生活衛生係	中央本町 1-5-3	☎ 3880-5374	
区以外の外部の窓口（電話のみの窓口は省略しています。）			
J K K 東京 都営住宅募集センター	渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3 階	☎ 3498-8894	
J K K 東京 公社住宅募集センター	渋谷区渋谷 1-15-15 テラス渋谷美竹 2 階	☎ 3409-2244	
UR 賃貸ショップ北千住	千住 3-76	☎ 5244-2877	
東京都庁	新宿区西新宿 2-8-1	☎ 5321-1111(代表)	
住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課（第二本庁舎 13 階）		☎ 5388-3320	
建設局 道路管理部 管理課（第二本庁舎 7 階）		☎ 5320-5279	
国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所	千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 15・16 階	☎ 3512-9090	(代表)

※ 窓口名称・電話番号等は令和 8 年 1 月現在の情報です。組織変更・移転等により年度中に変更になる可能性があります。ご注意ください。



住まいるインフォメーション2026

令和8年6月発行

発行 足立区
編集 足立区 都市建設部 住宅課
東京都足立区中央本町1-17-1
☎ 03-3880-5963 Fax 03-3880-5615
E-mail juutaku@city.adachi.tokyo.jp
印刷 商業企画印刷有限公司
東京都足立区六町3-5-12



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

掲載内容に関する詳細については、各ホームページを
ご覧いただくか、それぞれの連絡先にご確認ください。
また、冊子に関するご質問は編集担当までお問い合わせ
ください。